

事 務 連 絡
令和6年6月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検 査 班 長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長及び軽自動車検査協会検査部検査企画課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

事務連絡
令和6年6月12日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長 殿
軽自動車検査協会検査部検査企画課長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検査班長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣が指定した装置の検査について（注意喚起）

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣が指定した下記の装置（詳細は別紙参照）については、同号の規定に基づき窓ガラスへの装着が認められているところであるが、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び指定自動車整備工場における継続検査の際、当該装置を装着した車両が不適合又は判定不能とされ、トラブルに発展した事案がある旨確認されました。

本事案を踏まえ、同種のトラブルが発生しないよう関係法令等を改めて確認頂き、同種のトラブルが発生しないよう注意徹底をお願いいたします。

なお、別添のとおり、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び関係団体に通知したことを申し添えます。

記

国自技第169号指定（平成27年2月18日）

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME530、570、C2-270

国自基第48号指定（令和5年6月13日）

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME580

